

1 社随意契約する理由

業 務 名	令和5年度 村道維委第1号(補) 市道藤沢停車場線桃崎人道橋補修設計その4業務委託
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133第3項第2号の規定による (性質・目的)</p> <p>当業務は、坂町駅構内の軌道敷内に架かる桃崎人道橋の老朽化対策事業として、市道藤沢停車場線桃崎人道橋P2、P3橋脚付近の桁端部腐食箇所、跨線部線路上空の桁下部、跨線部上部の断面部の補修設計業務を実施するものである。</p> <p>今回契約を予定している下記相手方は、鉄道関連施設等の専門的な知識を有し、かつ、設計業務において、必要となる東日本旅客鉄道株式会社との施工協議等に対して適切な対応が期待できる。</p> <p>以上の理由から、下記相手方と随意契約を結ぶものである。</p>
随意契約の相手方	JR 東日本コンサルタンツ株式会社 上信越支店 新潟営業所 所長 西田 聡